

みんなで支えるみんなの医療

千葉県後期高齢者医療広域連合 広報紙

発行/千葉県後期高齢者医療
広域連合
所在/〒263-0016
千葉市稲毛区天台6-4-3
国保会館内
編集/総務課
電話/043-216-5011
FAX/043-206-0085

ちは広域連合だより

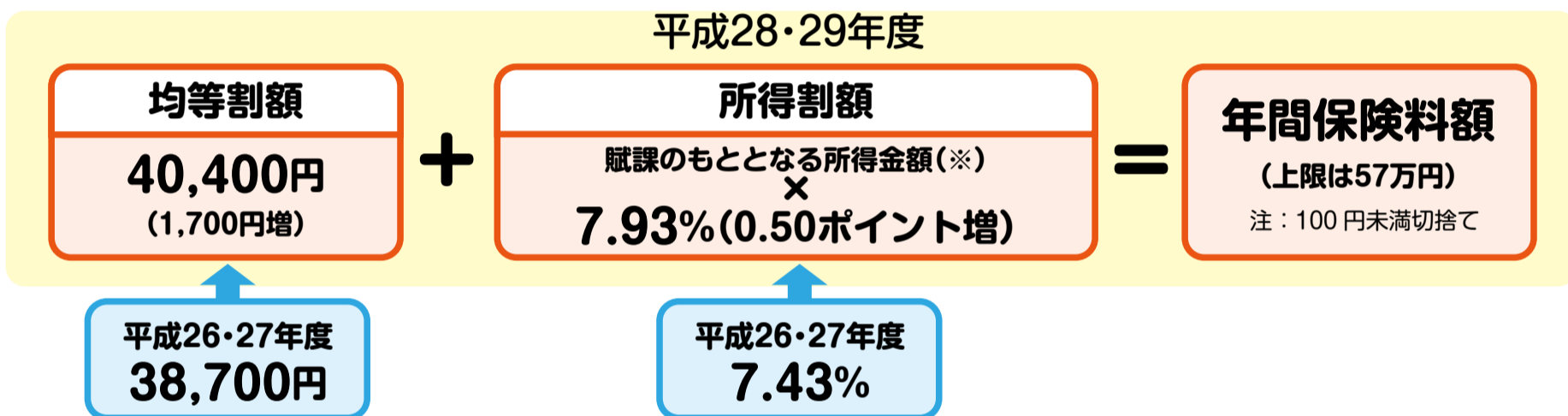
E-mail
info@kouiki-chiba.jp
URL
http://www.kouiki-chiba.jp/

千葉県人口 **6,225,396** 人(平成28年2月1日現在) 被保険者数 **691,070** 人(平成28年1月31日現在) **第20号**

平成28・29年度の保険料率が決まりました

お問い合わせ先 総務課 ☎043-216-5011・資格保険料課 ☎043-308-6768

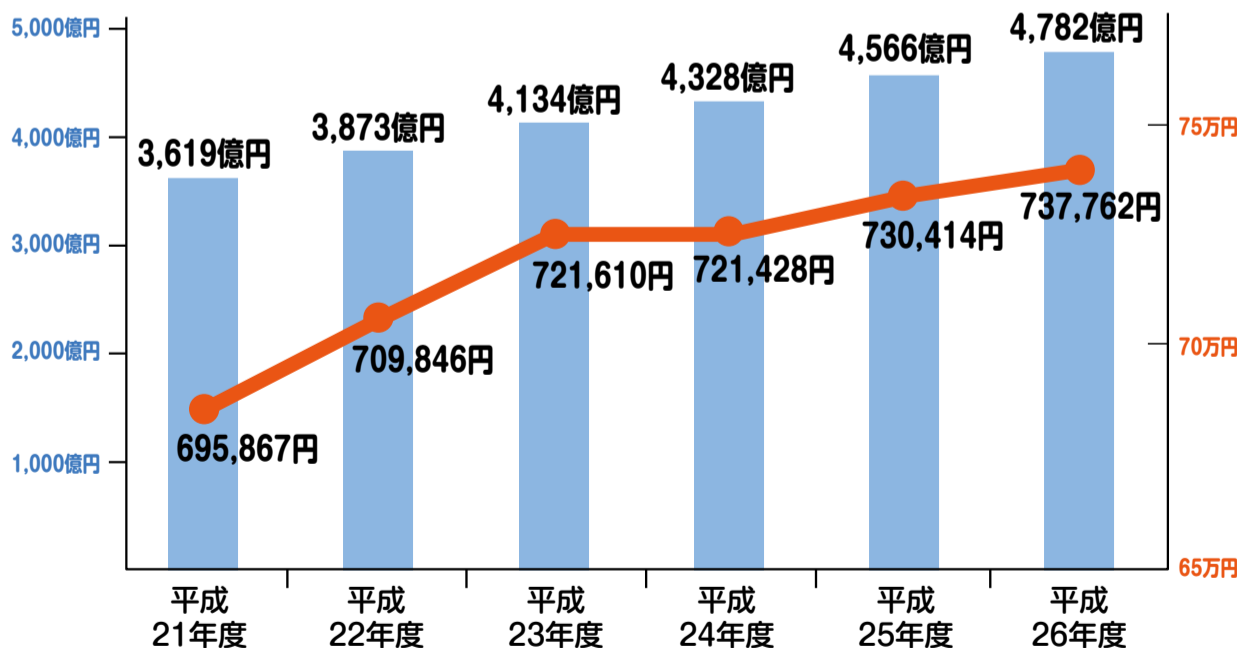
後期高齢者医療制度の保険料率は、法律に基づき、2年に1度、見直しを行います。
この度、平成28・29年度の保険料率が決まりましたのでお知らせします。
また所得の低いかたには、保険料の軽減があります(2ページ参照)。計算例を3ページに掲載しています。
なお、新しい保険料率による保険料は7月に決定し、お住まいの市(区)町村から決定通知書をお送りします。



※「賦課のもととなる所得金額」とは、前年の総所得金額及び山林所得金額並びに株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計から基礎控除額33万円を控除した額です。ただし、雑損失の繰越控除額は控除しません。

保険料率の主な上昇要因

千葉県における後期高齢者医療の医療給付費の推移



●一人当たりの医療給付費の増加
一人当たり医療給付費(みなさまが窓口で負担していただく分以外)が、年々増加しており、今後2年間も増加が見込まれます。

●高齢者負担率の引き上げ
後期高齢者負担率(医療給付費に占める保険料の負担割合)が10.73%から10.99%になります。(負担割合は全国一律)

■ 医療給付費 ● 一人当たり医療給付費

被保険者のみなさまには、ご負担をおかけしますが、広域連合では、引き続き被保険者のみなさまが、安心して医療やサービスを受けることができるよう制度の安定的運営に努めてまいりますので、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

所得の低いかたの保険料の均等割額の 軽減措置を拡大します

お問い合わせ先 資格保険料課 ☎043-308-6768

後期高齢者医療制度では、所得の低いかたに対する均等割額、所得割額の軽減があります。
平成28年度から2割または5割軽減の対象となる所得基準額を拡大します。(所得割額については変更ありません)

均等割額の軽減

軽減判定所得基準額（現行）

- ① 5割軽減基準額
= 33万円 + (26万円 × 被保険者の数)
- ② 2割軽減基準額
= 33万円 + (47万円 × 被保険者の数)



軽減判定所得基準額（改正後）

- ① 5割軽減基準額
= 33万円 + (26.5万円 × 被保険者の数)
- ② 2割軽減基準額
= 33万円 + (48万円 × 被保険者の数)

◎軽減の基準

世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計		軽減割合	軽減後の均等割額
33万円以下の 場合	被保険者全員の所得が0円の場合 (公的年金等控除額は80万円として計算)	9割	4,040円
	上記以外の場合	8.5割	6,060円
33万円 + (26.5万円 × 被保険者の数) 以下の場合		5割	20,200円
33万円 + (48万円 × 被保険者の数) 以下の場合		2割	32,320円

※均等割の軽減判定における総所得金額等は、退職所得を含みません。また、専従者控除、譲渡所得の特別控除の税法上の規定は適用されません。

※65歳以上(1月1日時点)のかたの公的年金所得については、その所得から特別控除額15万円を差し引いた額で軽減判定します。

所得割額の軽減

軽減の基準	軽減割合
賦課のもととなる所得金額58万円以下 (年金収入のみのかたの場合:年金収入額が211万円以下のかたが該当します)	5割

保険料の計算例

お問い合わせ先 資格保険料課 ☎043-308-6768

◎年金収入が200万円のための単身世帯の場合

①均等割額

$$\begin{array}{l} \text{(年金収入)} \\ 200\text{万円} \end{array} - \begin{array}{l} \text{(公的年金等控除額)} \\ 120\text{万円} \end{array} - \begin{array}{l} \text{(特別控除額)} \\ 15\text{万円} \end{array} = \begin{array}{l} \text{(軽減判定の基準額)} \\ 65\text{万円} \end{array}$$

➡ 軽減判定の基準額65万円が2割軽減の基準額81万円〔33万円+(48万円×1人)〕を超えないため、2割軽減となります。

$$\begin{array}{l} \text{(均等割額)} \\ 40,400\text{円} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{(10割-2割)} \\ 0.8 \end{array} = \begin{array}{l} \text{(軽減後の均等割額)} \\ 32,320\text{円} \end{array}$$

②所得割額

$$\begin{array}{l} \text{(年金収入)} \\ 200\text{万円} \end{array} - \begin{array}{l} \text{(公的年金等控除額)} \\ 120\text{万円} \end{array} - \begin{array}{l} \text{(基礎控除)} \\ 33\text{万円} \end{array} = \begin{array}{l} \text{(賦課のもととなる所得金額)} \\ 47\text{万円} \end{array}$$

➡ 賦課のもととなる所得金額47万円が軽減の基準額58万円以下のため、5割軽減となります。

$$\begin{array}{l} \text{(賦課のもととなる所得金額)} \\ 47\text{万円} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{(所得割率)} \\ 7.93\% \end{array} \times \begin{array}{l} \text{(軽減割合)} \\ 0.5 \end{array} = \begin{array}{l} \text{(軽減後の所得割額)} \\ 18,635\text{円} \end{array}$$

➡ **年間保険料額 ①+②=50,900円** ※100円未満を切り捨てます。

収入ごとの保険料例

●単身世帯（収入は年金のみ）の場合

年金収入	80万円	120万円	160万円	200万円	240万円	280万円
年間保険料額	4,000円	6,000円	8,800円	50,900円	109,300円	141,100円

●後期高齢者夫婦2人世帯（収入は年金のみ）の場合

※年金収入額は、夫の金額です。

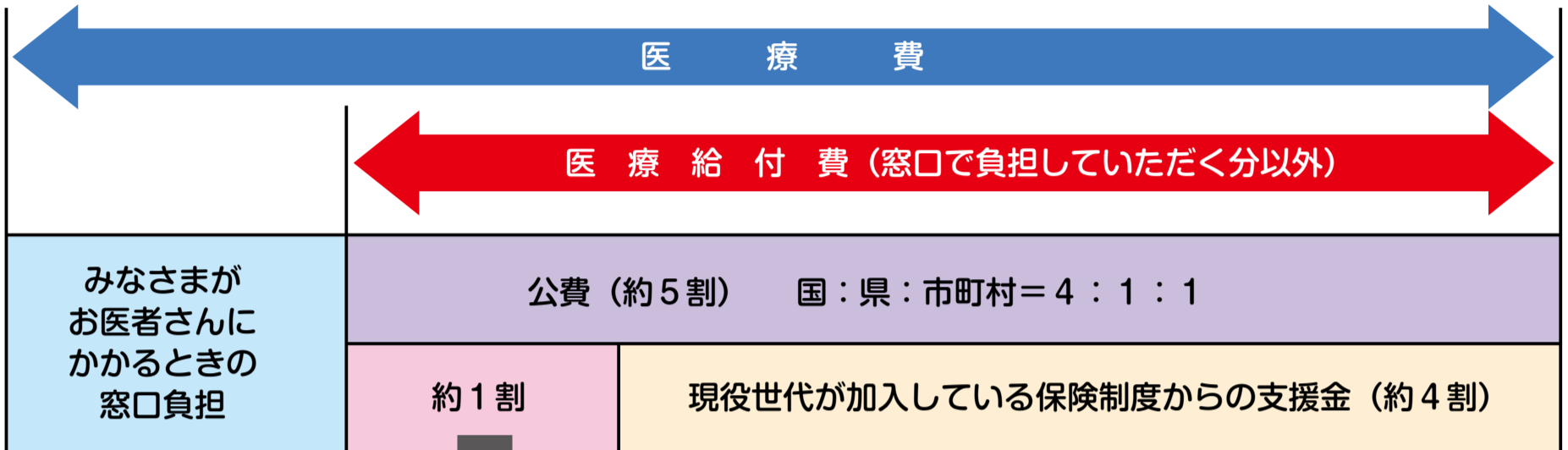
※妻の収入は、年金80万円以下を想定しています。

年金収入	80万円	120万円	160万円	200万円	240万円	280万円
年間保険料額(夫)	4,000円	6,000円	8,800円	38,800円	101,300円	141,100円
年間保険料額(妻)	4,000円	6,000円	6,000円	20,200円	32,300円	40,400円
合計保険料額	8,000円	12,000円	14,800円	59,000円	133,600円	181,500円

後期高齢者医療制度の財政のしくみ

お問い合わせ先 総務課 ☎043-216-5011

後期高齢者医療制度は、みなさまに納めていただく保険料のほかに国、県、市町村の公費負担、後期高齢者医療制度以外の保険に加入している現役世代からの支援金によって運営されています。



みなさまに納めていただく「保険料」

平成28年度の予算

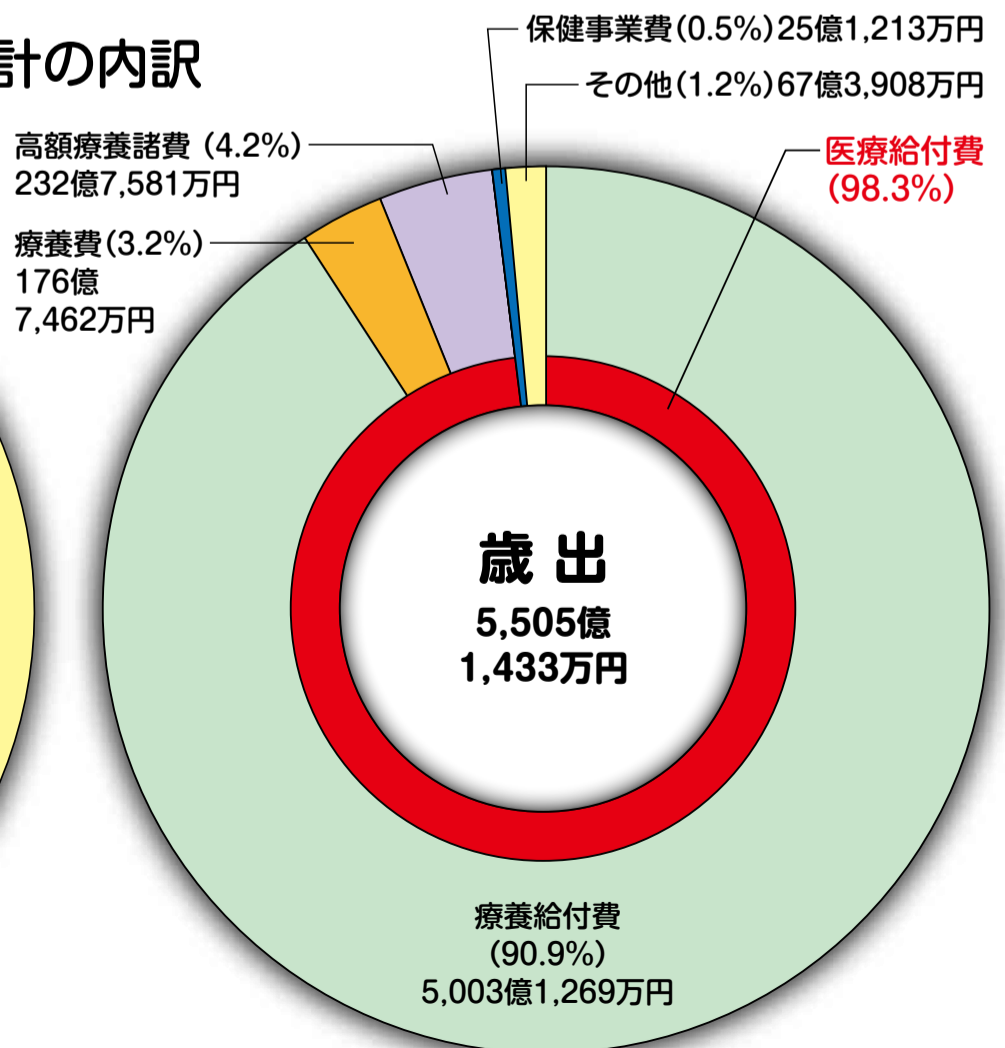
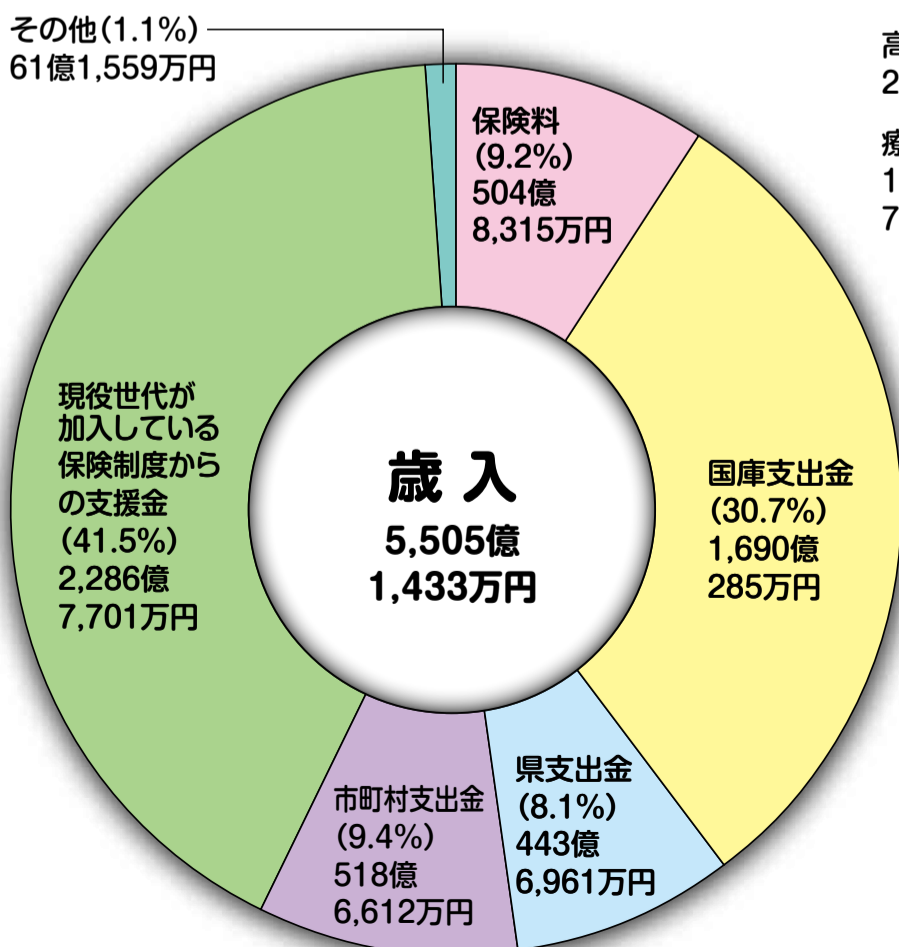
広域連合の予算には、医療給付費の支払など保険制度を運営するための「特別会計」と、広域連合の運営に必要な費用のための「一般会計」があります。

平成28年度の特別会計の予算額は5,505億1,433万円で、被保険者数の増加等により昨年度と比べて4.6%増加しました。

特別会計の歳出予算は、医療給付費が全体の98.3%を占めており、それ以外には、生活習慣病等の早期発見のために実施する健康診査や、市町村が行う高齢者の健康づくりのための事業費の助成等の保健事業費25億1,213万円（昨年度と比べて19.4%増）等があります。

一般会計の予算額は、20億1,746万円です。

特別会計の内訳



課税世帯のかたの入院時の食事代が変わります

お問い合わせ先 給付管理課 ☎043-216-5013

法律の改正により、平成28年4月1日から、同じ世帯に課税されているかたがいる場合、入院したときの食費の自己負担額が次のとおり変わります。

◎食費の自己負担額（一食あたり）

市町村民税の課税状況		変更前	変更後 (平成28年4月1日～)	備考
課税世帯のかた (現役並み所得・一般所得)		260円	360円 一部のかた (右記参照)は 260円に据え置き	・指定難病のかた。 ・所得区分が一般のかたで、 平成28年4月1日時点で既に1年を超えて継続して精神病床に入院しているかた。
世帯の全員が 非課税のかた	区分Ⅱ(低所得者Ⅱ)	210円※		変更なし ※各市(区)町村窓口で予め減額認定証の交付を受ける必要があります。 (今回の改正による更新はありません)
	区分Ⅱ(低所得者Ⅱ) (長期該当:区分Ⅱに該当し 過去12か月の入院日数が 90日超)	160円※		
	区分Ⅰ(低所得者Ⅰ)	100円※		

交通事故によるけが等で病院にかかるとき

お問い合わせ先 給付管理課 ☎043-216-5013

交通事故など第三者（加害者）によるけが等で保険診療を受ける場合は、被害の状況等を保険者へ必ず届け出ることとされています。また、医療機関へかかる際は、事故による受診であることを申し出る必要があります。

この届出により、後期高齢者医療広域連合で保険者負担分の医療費を一時的に立て替え、後に第三者(加害者)へ請求を行います。

ただし、第三者(加害者)から医療費を受け取ったり示談を済ませたりすると、保険診療を受けられなくなることがありますので、お早めにお住まいの市(区)町村の高齢者医療担当窓口へご相談のうえ、事故日から30日以内に必要書類を提出してください。

(必要書類は市(区)町村窓口で配布のほか当広域連合のホームページから印刷することもできます。)



海外療養費を申請されるかたへ

お問い合わせ先 給付管理課 ☎043-216-5013

平成28年4月から、海外へ渡航中に治療を受けた際の海外療養費を申請される場合、従来の必要書類に加えて次の書類の提出が必要になります。

- ・パスポート（コピーをいただきます。）
- ・海外の医療機関等へ、保険者が療養内容を照会することについての同意書



ジェネリック医薬品(後発医薬品)の 使用促進にご協力ください

お問い合わせ先 給付管理課 ☎043-216-5013

広域連合では、みなさまのお薬代の軽減に役立つよう、ジェネリック医薬品の使用促進を行っています。

◎ジェネリック医薬品(後発医薬品)とは?

ジェネリック医薬品は、先発医薬品(新薬)の特許が切れた後にその有効成分を使用して作られる安価なお薬の事です。研究開発のコストを抑えることができるため、薬の価格は先発医薬品と比較し、2割から7割(平均して半額)に設定されています。

◎ジェネリック医薬品の安全性や効き目は?

厚生労働省が厳しく審査を行い、効き目や安全性、品質など先発医薬品と同等であると確認されたものだけが販売を承認されています。

◎ジェネリック医薬品を処方してもらうには?

まずは、かかりつけの医師や薬局の薬剤師にご相談ください。ただし、すべての先発医薬品に対してジェネリック医薬品が製造販売されているわけではありません。また、体質などによりジェネリック医薬品に切り替えられないこともあります。



ジェネリック医薬品利用差額通知を送付しています

広域連合では、次の条件すべてに該当するかたに、お薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合に軽減できる自己負担額をお知らせしています。

- ① 生活習慣病や慢性疾患等のお薬を服用されているかた
- ② 1か月あたりの自己負担額(お薬代)が概ね200円以上安くなるかた
- ③ 外来診療によりお薬を受け取っているかた

申請・届出にはマイナンバー(個人番号)の記入が必要です

お問い合わせ先 総務課 ☎043-216-5011

法律の改正により、平成28年1月から市(区)町村窓口へ提出する後期高齢者医療に関する書類の一部にマイナンバー(個人番号)の記入が必要になりました。

また、マイナンバーの記入が必要な書類の提出を行う場合は、マイナンバーの確認をするための書類(平成27年中に皆様の住所地へ郵送されました通知カード、市(区)町村へ申請すると交付されるマイナンバーカード(個人番号カード)、マイナンバーが記載された住民票の写しや住民記載事項証明書のうち、いずれか一つ)と、市町村が定める本人確認書類(例:運転免許証・保険証)等が必要となります。

マイナンバーがわからない場合や、その他ご不明な点がある場合は、お住まいの市(区)町村の後期高齢者担当窓口にお問い合わせください。

ご注意ください!!

広域連合および市(区)町村職員は業務上マイナンバーを電話や訪問で聞き取ることはありません。行政機関をかたる電話や訪問者など、他人にはくれぐれも不用意にマイナンバーを伝えないでください。また、マイナンバー制度に便乗して預金口座番号など個人情報を聞かれた場合についても絶対に教えないでください。

健康診査を受診しましょう

お問い合わせ先 給付管理課 ☎043-216-5013

広域連合では、被保険者の健康の保持増進と健康寿命の延伸を目的に、健康診査を実施しています。
また、平成28年度からは、歯科の健康診査を新たに実施します。一般的な診査項目である「歯(入れ歯)の状況」の確認のほか、高齢者に特化した診査項目として「口腔(こうくう)機能」を含め、千葉県歯科医師会の協力により実施します。対象者は、平成27年度中に75歳になられたかたとさせていただきます。

健康診査種類	健康診査(医科)	健康診査(歯科)
目的	生活習慣病やその傾向があるかたを早期に発見し、予防や早期治療につなげていくことで、被保険者の健康の保持・増進に資することを目的とする。	口腔(こうくう)機能低下や誤嚥性肺炎等の疾病を予防し、口腔機能を維持、改善することを目的とする。
対象者	千葉県後期高齢者医療被保険者	千葉県後期高齢者医療被保険者のうち、昭和15年4月2日～昭和16年4月1日生まれのかた。(平成27年度に75歳になられたかた)
主な健診項目	○基本項目 ・診察 ・身体計測 ・血压測定 ・血液検査(脂質、肝機能、血糖) ・尿検査(腎機能、尿糖) ○詳細項目 (一定の基準を満たし、医師が必要と認めた場合に対象となります。)	○口腔診査 ・歯と歯肉の状況 (むし歯、歯肉の炎症、かみ合わせなど) ・口腔機能の状況 (舌の動き、物を飲み込む力など) ○口腔衛生指導 ・むし歯、歯周疾患の予防法など
実施する医療機関	市町村ごとに異なる	千葉県歯科医師会会員の健診協力医療機関 (広域連合ホームページに健診協力医療機関の名簿掲載)
実施期間	市町村ごとに異なる	平成28年6月1日～平成28年10月31日
費用	健康診査に係る窓口負担はありません。 (健康診査後の治療に要する費用は、有料となります。)	

健康診査の詳細につきましては、お住まいの市町村健康診査担当までお問い合わせください。

上記2つの健康診査を「保健事業実施計画(データヘルス計画)」に盛り込み、多くのかたに受診していただけるよう、市町村及び関係機関と協力しながら取り組んでまいります。

アンケートにご協力ください

お問い合わせ先 給付管理課 ☎043-216-5013

広域連合では、施術所からの請求内容を確認するために、柔道整復師、はり灸・マッサージ等の施術を受けられたかたに、受診内容についてのアンケートをお送りすることがあります。(受診を控えていただく目的ではありません。)

アンケートが届いた際は、ご協力をお願いいたします。

平成28年第1回広域連合議会定例会が開催されました

お問い合わせ先 議会事務局 ☎043-216-5011

2月10日に、平成28年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催されました。

定例会では、平成28年度と29年度の保険料率を改定するとともに、保険料軽減措置の規定を改正する「後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」や「平成27年度一般・特別会計補正予算」及び「平成28年度一般・特別会計予算」など発議案1件、議案10件が審議され、原案のとおり可決されました。

一般質問には5人が登壇し、後期高齢者医療制度と広域連合の運営についての質問が行われました。



第1回定例会の議案と議決結果

(会議録は、3月末頃にホームページへ掲載する予定です。)

- 発議案第1号** 議会会議規則の一部を改正する規則の制定について **【原案可決】**
出産に伴う議会の欠席に関する規定の整備を行う等のため規則の改正を行うもの
- 議案第1号** 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について **【原案可決】**
学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うもの
- 議案第2号** 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について **【原案可決】**
人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に準じ、職員の給与改定を行う等のために改正を行うもの
- 議案第3号** 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について **【原案可決】**
地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行等に伴い、所要の改正を行うもの
- 議案第4号** 後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について **【原案可決】**
平成28・29年度の保険料率を定め、及び保険料軽減措置の規定の改正を行うもの
- 議案第5号** 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について **【原案可決】**
行政不服審査法の施行に伴い、所要の改正を行うもの
- 議案第6号** 行政不服審査法施行条例の制定について **【原案可決】**
行政不服審査法の施行に伴い、行政不服審査会の設置及び同法の趣旨に沿った必要な措置を行うために制定するもの
- 議案第7号** 平成27年度一般会計補正予算(第2号) **【原案可決】**
- 議案第8号** 平成27年度特別会計補正予算(第3号) **【原案可決】**
- 議案第9号** 平成28年度一般会計予算 **【原案可決】**
- 議案第10号** 平成28年度特別会計予算 **【原案可決】**

議案中の「千葉県後期高齢者医療広域連合」は省略

千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員名簿(議員定数54名) (平成28年2月10日第1回定例会現在)

四街道市	横芝光町	八千代市	八街市	茂原市	睦沢町	南房総市	松戸市	船橋市	富津市	野田市	成田市	習志野市	流山市	長柄町	富里市	東庄町	東金市	長南町	長生村	銚子市	千葉市	館山市	多古町	袖ヶ浦市	匝瑳市	白井市	白子町	芝山町	酒々井町	山武市	佐倉市	栄町	神崎町	九十九里町	銚南町	君津市	木更津市	鴨川市	鎌ヶ谷市	香取市	勝浦市	柏市	御宿町	大多喜町	大網白里市	浦安市	印西市	市原市	一宮町	市川市	いすみ市	我孫子市	旭市	市町村名
清水	川島	緑川	小菅	森川	中村	青木	大井	岩井	鈴木	鈴木	海保	谷岡	海老原	川嶋	田口	山崎	塚瀬	丸島	門口	石上	白鳥	福岡	所	塚本	佐瀬	多田	宗島	石田	内海	小野崎	清宮	大澤	木内	善塔	伊藤	小倉	篠崎	辰野	佐藤	田代	丸	古川	石井	野中	加藤岡	中村	金丸	二田	袴田	西村	荒井	江原	伊藤	議員名
清子	富士子	利行	耕二	雅之	勇	建二	知敏	友子	幹雄	有	貞夫	隆	功一	朗敬	勝一	ひろみ	一夫	なか	昭	允康	誠	信治	一重	幸子	公夫	育民	理仁	謙一	和雄	正喜	誠	直樹	道代	茂明	靖幸	哲也	利文	誠	一男	昭	隆史	芳清	真弓	美佐子	理香子	和史	雄	忍	敦	正	俊光	房代		

※市町村名は五十音順
 ◎は議長 ○は副議長

ニセ電話に気をつけて!!



広域連合・市(区)町村・金融機関などの職員を名乗り、「還付金があります」などとかたり、お金をだまし取ろうとする事件が多発しております。

少しでもおかしいと感じたら、広域連合、お住まいの市(区)町村窓口、最寄りの警察署等にご相談ください。

- ATMの操作をお願いすることは絶対にありません!**
- ATMを操作しても、医療費等は還付されません!**
- 教えられた電話番号には電話しない!**
- 口座番号、暗証番号などの個人情報には教えない!**

お問い合わせ 千葉県後期高齢者医療広域連合 受付時間 午前8時30分～午後5時15分 (土・日、祝日、年末年始を除く)	●本誌、広域連合の運営について	総務課 ☎ 043-216-5011
	●議会について	議会事務局 ☎ 043-216-5011
	●保険料、被保険者の資格について	資格保険料課 ☎ 043-308-6768
	●保険給付、保健事業について	給付管理課 ☎ 043-216-5013
		各課共通 FAX 043-206-0085